



お問い合わせは、  
(☎63・3802)まで。

11月11日～17日は  
「税をさげる週間」

この機会に、税金についてお気軽にご相談ください。

■税理士による無料相談の開催

【とき】 11月13日(金)

10時～16時

【場所】 オークワロマンシティ

1階エレベーターホール前

税金の不安を解消する  
抽選で賞品が当たる!

■応募用紙設置場所

御坊納税協会、御坊税務署、御坊

市役所・日高郡内町役場

■応募対象者

御坊市内または日高郡内に在

住・在学の方

■応募期間

11月2日(月)～17日(火)

■応募方法

応募ハガキを御坊納税協会へ  
郵送するか、御坊税務署、御坊市  
役所・日高郡内町役場税務課窓  
口に提出してください。

■郵送先

〒644・0002

御坊市蘭419番地9

御坊納税協会

「転出される方へ」  
バイクや軽自動車の  
名義変更・廃車手続きを  
お忘れなく

バイクを  
お持ちの場合

町外へ転出される方で、お持  
ちのバイクを転出先でも使用さ  
れる場合や、お持ちのバイクを  
町内の方が使用される場合は、  
必ず税務課で手続きを行って  
ください。(※)

※(125CC以下のバイクは税務課  
で、125CC超のバイクは和歌山  
運輸支局での手続きになります)

軽自動車を  
お持ちの場合

町外へ転出される方で、お持ち  
の軽自動車を転出先でも使用さ  
れる場合は、住所変更後15日以内  
に車検証の住所変更の手続きを  
軽自動車検査協会です必ず行っ  
てください。

※なお、既にバイク・軽自動車  
を所有していても廃車手続き  
をしないと軽自動車税が課税さ  
れますので、お心当たりの方は  
税務課にご相談ください。

夜間納税・相談窓口  
の開設について

左記のとおり、夜間の納税お  
よび相談窓口を開設しますので  
ご利用ください。

●納税は納付期限内に納付しましょう

日時：令和2年11月19日(木)

20日(金)

12月17日(木)

18日(金)

それぞれ、午後8時まで

場所：役場別館1階 税務課

## 御坊税務署からのお知らせ

### ○年末調整説明会の開催中止について

例年、11月に御坊市民会館及びアグリセンターみなべ  
において「年末調整説明会」を開催しておりましたが、新型  
コロナウイルス感染拡大の影響により、本年度は全国一斉  
で開催を見合わせる事となりました。

### ○納税はキャッシュレスで!

もっと便利に安全に!

国税の納付には様々な方法がありますが、中でも、下記  
のキャッシュレス納付は、簡単、便利に納付ができますので、  
是非、ご利用ください。キャッシュレス納付を利用すれば、確定  
申告期等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務  
署に向くことなく、自宅や事務所で納付ができます。

### ○所得税・消費税の確定申告は

マイナンバーカードでe-Tax!

マイナンバーカードがあれば、税務署に向くことなく、お  
持ちのパソコン・スマホから所得税・消費税の確定申告  
書を作成し、e-Taxで送信(提出)することができます。

【お問い合わせ先】 国税庁HP (www.nta.go.jp)  
御坊税務署 (☎ 22・0695)

# 総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、  
(☎63・2051)まで。

## 地震・津波避難訓練に 参加しましょう

11月5日(木)に地震・津波避難訓練が実施されます。地震・津波から命を守るため、シエイクアウト訓練、高台への避難訓練などを各地区、各種団体で行っていただきます。地区長などに確認のうえ、この機会に是非参加してください。

また、サイレンや避難を促す放送が、防災行政無線より流れますが、訓練放送ですので、ご注意ください。

### 実施日時 11月5日(木)

●午前9時50分

●訓練開始前の事前放送

●午前10時頃

●緊急地震速報(訓練報)

●午前10時3分

●大津波警報(訓練報)

## ブロック塀等撤去・改善事業について

日高町では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難路の確保を目的として、ブロック塀等の撤去及び改善に対する補助事業を行っています。

### 補助の概要

#### 塀の種類

避難するための道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀  
(道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの)

#### 対象者

ブロック塀等の所有者で、町税等を滞納していない方 等

#### 補助額

- ①ブロック塀等の撤去【限度額10万円】  
撤去に要する費用と面積1㎡あたり8,000円を比較していずれか少ない金額の2/3
- ②ブロック塀等の改善【限度額10万円】  
ブロック塀を撤去し、引き続き、フェンスや生垣等の設置に要する費用と延長1mあたり16,000円を比較していずれか少ない金額の2/3

#### 申請期間

令和2年12月25日(金)までに申請し、令和3年1月29日(金)までに工事が完了すること



①+②【最大20万円】

お問い合わせ / 総務政策課(☎63・2051)

### 【補助対象となる例】

